

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 7 年 3 月 2 4 日  
農林水産省農産局農業環境対策課

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件の一部改正案」について、令和7年1月8日から2月6日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリック・コメントの手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、3件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の内容及びそれに対する考え方を別紙1のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

なお、本件とは直接関係のない2件の御意見をいただいております。

本件につきましては、技術的修正を行った上で、別紙2のとおり制定することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。